

基本仕様書

1 業務委託名

熊本競輪場グランドオープンに伴う広報業務委託

2 目的

令和 6 年度（2024 年度）に施設再建および熊本地震以降 8 年ぶりとなる競技再開を果たした後、継続して実施している駐車場等の整備完了を経て迎えるグランドオープンにあたり、従来の競輪ファンのみならず、地域住民等に対し、地域資源としての熊本競輪場の存在をアピールし、新たな顧客層の獲得を目指すことを目的に、地元広告媒体を活用した広報を行うもの。

3 履行場所

熊本市中央区水前寺 5 丁目 2 3 番 1 号 熊本競輪場

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）1 月 31 日まで

5 業務内容（企画提案項目）

（1）共通項目

- ①熊本市民をはじめ、地元の方々に興味・関心を抱いてもらえるよう、熊本競輪場の魅力を十分にアピールする内容とすること。
- ②アクセシビリティに配慮するとともに、競輪に馴染みが無い方にも親しみやすい内容とすること。
- ③以下の項目を盛り込むこと。

令和 8 年（2026 年）1 月 27 日（火） 熊本競輪場グランドオープン

（2）プロモーション動画の企画・制作

- ①15 秒の動画を 1 本以上制作すること。
- ②動画の仕様は以下のとおりとする。

- ・画面縦横比は 16：9（横型）とする。
- ・映像の解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上とする。
- ・映像内には「競輪は適度に楽しみましょう」「車券の購入は 20 歳になってから」等の注意喚起を促す文言を挿入すること。
- ・音響や BGM、テロップ等を効果的に使用すること。
- ・完成した動画は、使用する媒体に適したデータ形式に変換すること。なお、熊本けいりん公式ホームページへの掲載等を予定している為、MP4 形式への変換は必須

とする。

- ・テレビ CM 放映の場合は、テレビ CM 放映用形式へ変換・プリント作業を行うこと。（オンライン搬入または、XD CAM）

③最適な機材や映像技術の活用、音響・BGMの選定、制作人員のスケジュール等の調整を行うこと。

（３）新聞・情報誌等の広告デザイン企画・制作

①広告の仕様は、広告媒体に適した形式、サイズ等で制作すること。なお、仕様は、出版・編集等を行う事業者へ確認すること。

（４）放送媒体・広告媒体での広報

①テレビ CM、ラジオ CM、新聞広告、フリーペーパー等、熊本市内の地域住民等をターゲットとした幅広い放送媒体及び広報媒体で広報を行う。

②広報期間は、１月初旬～１月２７日までを目処とする。

③広報媒体提案にあたっては、各媒体の広報本数や、広報期間（放映期間、掲載日等）を提示すること。

④各媒体への搬入・入稿作業や連絡調整は、委託者で行うものとする。

６ 納品

（１）内容

- ①業務完了報告書
- ②制作した動画データ一式
- ③制作した広告デザインデータ一式

（２）方法

マスターデータ及び各種メディア（DVD 等）に記録し、データにて提出すること。

（３）納品先

熊本市中央区水前寺 5 丁目 23-1

熊本市 経済観光局 スポーツ・イベント部 競輪事務所

７ 著作権及び秘密保持に係る留意事項

（１）受託者は、本業務の履行に伴い新たに撮影又は作成した素材（写真や図・表等）及び成果物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。

（２）委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第

20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。

- (3) 成果品及び本業務の履行に伴い、受託者または第三者が権利を有している素材(写真や図・表等)を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 受託者は本業務(再委託した場合を含む)にて知りえた情報等については、本市の許可無く他の事業等に使用したり漏らしたりしてはならない。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、その他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も可能な限り長期間配信できるよう必要な措置を行うこと。
- (4) 事業実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに熊本市に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (5) 受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築すること。
- (6) 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者に再委託することができる。その場合は、本市にあらかじめ報告するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。